

## 平成 27 年度 第 2 回

### 市場に関する追加明示案等の検討小委員会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 8 月 20 日（木） 9 時 30 分～9 時 45 分
- 2 場 所 三浦市三崎水産物地方卸売市場 7 階小会議室
- 3 議 案
  - (1) 議案 1 三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について
- 4 出席者
  - (1) 委 員 星野委員、大沢委員、鈴木委員、宮川委員  
[4 名出席]
  - (2) 事務局 星野都市環境部長、塚本都市政策担当課長、  
君島市場管理事務所長、中村 GL、岩瀬 GL、柳澤主任、深瀬主任
  - (3) 傍聴人 0 名
- 5 議案関係資料
  - (1) 議 案 1 「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について」関係資料
- 6 議 事
  - ・ 定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
  - ・ 出席者は半数（4 名中 4 名全員出席）に達し、本審議会条例の規定を準用し、本小委員会が成立していることを報告しました。
  - ・ 傍聴について、傍聴申出がなかったことを報告しました。
  - ・ 星野委員長が議長となり、議事録の署名委員として、鈴木委員と宮川委員を指名しました。

## 一議案一

### 議案 1 三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について

#### 【議長】

それでは、議題 1「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について」に入りたいと思います。

本案件については、7月開催の第1回小委員会での検討後、市民説明会、メール等を活用した再検討、関係機関との調整を経て、本日に至っております。

本日は、事務局より、その結果をまとめた内容の説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

#### 【事務局】

それでは説明させていただきます。着座のまま失礼いたします。

はじめに、本日差し替えをさせていただいた資料について、事前送付した段階から修正した概要を、ご説明いたします。

23 ページをご覧ください。本ページでは、騒音・振動にかかる市場周辺への影響を整理しておりますが、規制基準を定める法令として、「騒音規制法」、「振動規制法」の記述が漏れていましたので記載に追加し、表 3-6、3-7 について、工業専用地域は、「騒音規制法」、「振動規制法」が定める地域に入っておりませんので、注釈を入れました。

表の下の「※」の部分です。

次に、24 ページをご覧ください。本ページでは、臭気にかかる市場周辺への影響を整理しておりますが、表 3-8 に、神奈川県告示の内容を記載しておりましたが、市に権限移譲されていたため、三浦市告示の内容に修正いたしました。

具体的には、「1 規制地域」の冒頭が、「市内全域」と修正されています。

また、騒音・振動、臭気について、記述の仕方を統一いたしました。

23、24 ページ、共に、主旨に変更はございません。

次に、28 ページをご覧ください。参考資料に「4 関係機関との調整に伴う意見等」を追加いたしました。

関係機関との調整を行う中で、市環境課より「市場施設の排水処理については、周辺への影響を検討すべき内容ではないか」という意見がありました。

もちろん、実際に施設新設・施設改修を行う際には、きちんとした排水処理を行う必要があることは承知しておりますが、騒音・振動、臭気に比べ、制御が可能であることから今回の検討には含めておりませんでした。

しかし、考慮する事項であることは確かであるため、参考資料の部分に、関係機関との調整に伴う意見等を追加し、「市場施設の排水処理については、水

質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の規制基準を満たした施設整備が必要となる。」旨を記載することといたしました。

事前送付した段階から修正した概要は以上です。

それでは、議案1「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について」ご説明いたします。

報告書28ページの参考資料「2 市場に関する追加明示案等の検討小委員会等の経緯」をご覧ください。

7月2日に第1回小委員会を開催し、「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等の検討資料」を事務局より提示させていただき、皆様にご検討をしていただきました。

その検討結果をもって、7月29日に市民説明会を開催し、参加者は3名でした。

説明会における質疑としては、事業の内容、スケジュールに関してあり、その他の主な意見等は、「3」に記載のとおりで、「追加明示の検討にあたって、低温卸売場の新設等に伴う周辺への影響を考察されているが、既存市場施設においては特段問題を感じていない。」との意見をいただきました。

そして、第1回小委員会の資料に、周辺への影響の考察の記述を充実させるなどの修正を行い、報告書として取りまとめました。

その報告書を、メールなどにて皆様より御意見をいただき、「数値の根拠を適切に示すこと」や「周辺への影響について影響がないと、この段階で結論付けるのには飛躍があるので、結論付ける記述を削除し、規制基準を満たした施設整備が必要となる記述に修正する」など、再度修正を加えました。

また、同時並行で、関係機関との調整を進め、資料配信までにその調整が整わず、ご迷惑をおかけしましたが、冒頭ご説明いたしました修正を加えまして、本報告書が完成いたしました。

これまでご説明してきた修正等の概要については、本日お配りした「第1回小委員会以降の検討報告書修正等の概要」にまとめてあります。

本報告書の内容については、すでに皆様にはご確認をいただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

本報告書を本小委員会の検討結果として、ご承認いただけましたら、このあと予定しております都市計画審議会にて追加明示案を諮問し、答申を受けたいと考えています。

説明は以上です。

## 【議長】

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

**【議長】**

宮川委員いかがでございますか。

**【宮川委員】**

法的な面で意見をいただいた部分については、今後適切に対応していくということなので、良いと思います。

**【議長】**

鈴木委員はいかがでございますか。

**【鈴木委員】**

特にございません。

**【議長】**

大沢委員はいかがでしょうか。

**【大沢委員】**

的確に根拠がまとめられておりますので、この内容で問題ないかと思えます。

**【議長】**

前回の小委員会から委員の皆様に、適切なお意見を頂戴した結果だと思えます。

それでは、この報告書をもちまして、当小委員会の市場に関する追加明示案の検討結果とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**【議長】**

ありがとうございます。

それでは、本報告書を小委員会の検討結果といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、全て終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

**【事務局】**

・ 引き続き事務局より、小委員会の検討結果の内容について、第2回都市

計画審議会にて諮問する旨報告しました。

また、小委員会の設置期間については、市場の都市計画決定の告示の日までである旨の事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。